

そもそも「日本版ISA」って何？

はじめに

2014(平成26)年1月から、「日本版ISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)」が導入される予定です。これは、2003年から続いてきた証券優遇税制が2013年末で終了するのに伴ない、税制面における措置として新たに始まる制度です。

日本版ISAについては、わが国の家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大のために、活用されることが期待されています。

弊社の情報提供が、国民的制度である日本版ISA普及の一助になれば幸いです。

質問 「日本版ISA」って何？

英国のIndividual Savings Account(個人貯蓄口座)を参考にしています。

上場株式、公募株式投資信託の配当所得や譲渡所得等にかかる税金を非課税口座内で非課税にするという制度です。非課税口座は、2014年1月から開始する予定です。

英国のISA制度を参考にしているため、日本版ISA(「アイエスエー」、英国では「アイサ」と発音されています。)と呼ばれています。

英国では、一般投資家の貯蓄の支援を目的として、1999年にスタートし、2009年度※までに約2,390万人が口座を開設しており、英国総人口(2010年)の約38%を占めるほどまで普及しています。

※英国税務年度(2009年4月6日~2010年4月5日)

質問 なぜ、今「日本版ISA」が話題になっているの？

2013年12月末で軽減税率が終了し、2014年1月から20%の本則税率となる予定です。本則税率化と同時に導入される新しい税制度が「日本版ISA」です。

公募株式投資信託に投資して得られる収益には、分配金※と換金時または償還時の差益があります。これらの収益には、2013年2月現在、10%の軽減税率が適用されています。証券市場への積極的な参加を促進するために設けられた優遇措置は、2003年から始まり、度重なる制度延長が行なわれてきましたが、2013年12月末にいよいよ終了となり、20%の本則税率に戻る予定です。

制度の導入時期はちょうど入れ替わりになりますが、今回新たに導入される予定の日本版ISAは非課税の制度であり、従来の優遇措置とは異なる制度内容です。

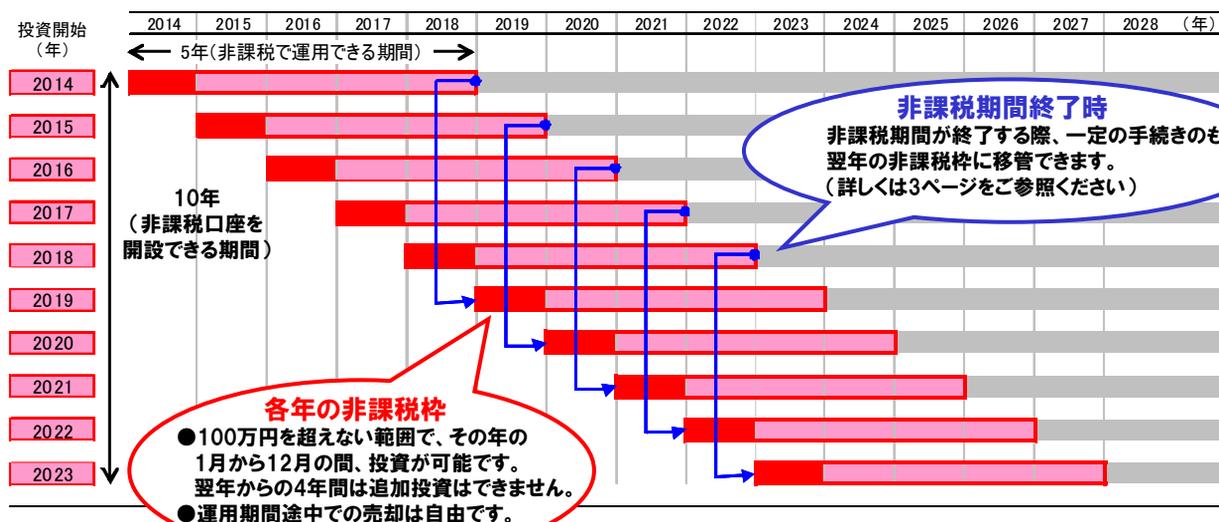
※追加型株式投資信託の場合、普通分配金。

- ・上記は、当資料作成日時点の税制に基づくものであり、今後税制等は変更となることがあります。ファンドごとの税金については、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。
- ・「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財源確保法)」により、2013年(平成25年)1月1日以降は所得税の額に2.1%を乗じた金額が復興特別所得税として追加的に課税されます。

当資料は、参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。少額投資非課税制度(いわゆる「日本版ISA」)は、2014年1月から導入が予定されている制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で当社が知り得る情報に基づくものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性等があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。

質問 「日本版ISA」ってどのような内容なの？

- **非課税の対象：**
非課税口座で保有する上場株式、公募株式投資信託等の配当、譲渡益。
- **非課税口座で投資できる金額：**
毎年、新規の投資額で100万円を超えない額（手数料等は含まず）。
その年の1月から12月の間であれば、複数回に分けての投資も可能。
 - ・既に保有している投資信託を非課税口座に移すことはできません。
 - ・その年に100万円に満たなかった枠は、翌年以降の非課税枠に繰り越すことができません。
 - ・運用期間途中での売却は自由ですが、売却した場合はその年の非課税枠は再利用できません。
- **非課税で運用できる期間（非課税期間）：**
投資をはじめた年を含む最長5年間。
- **非課税口座を開設できる期間：**
2014年～2023年の10年間
- **非課税口座を開設できる方：**
その年1月1日現在で満20歳以上の日本居住者等。
- **非課税口座開設数：**
1人1口座。
- **非課税投資総額**
最大500万円（年100万円上限 × 5年分）



- ・当資料においては、非課税口座内の各年の非課税管理勘定を、非課税枠と呼びます。
 - ・上記は「平成25年度税制改正大綱」等に基づき作成したものです。今後税制等は変更となることがあります。
- (出所)財務省資料等を基に野村アセットマネジメント作成

当資料は、参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。少額投資非課税制度(いわゆる「日本版ISA」)は、2014年1月から導入が予定されている制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で当社が知り得る情報に基づいたものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性等があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。

質問 非課税口座を開設するには、どういう手続をすればいいの？

新規の非課税口座開設については、金融機関経由で税務署へ申請し、税務署から金融機関経由で「非課税適用確認書」の交付連絡を受ける必要があります。交付の申請は2013年10月1日から可能です。

非課税口座を一旦開設した後は、指定基準日における「非課税適用確認書」の住所確認等の所定の手続きを行えば、各年の非課税枠での投資が可能です。(以下対照表)

「非課税適用確認書」の住所確認等の基準日	左記の「非課税適用確認書」で投資可能な非課税枠
2013年1月1日	2014年分、2015年分、2016年分、2017年分
2017年1月1日	2018年分、2019年分、2020年分、2021年分
2021年1月1日	2022年分、2023年分

質問 非課税期間終了後はどうなるの？

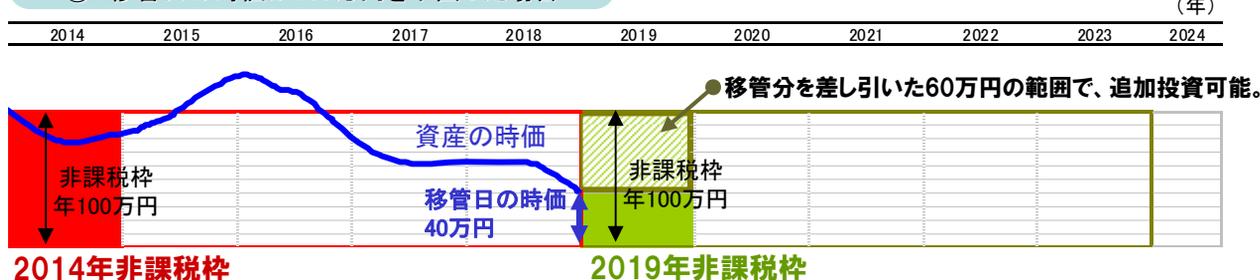
非課税期間が終了するからといって、非課税口座の資産を全て売却する必要はありません。課税口座(特定口座や一般口座)へ移管することができます。

また、非課税期間が終了する際、翌年の非課税枠に、時価で100万円までの範囲内であれば、移管することができます。100万円を超えた部分については、課税口座へ移すことができます。売却することも可能です。

① 移管日の時価が100万円超になった場合



② 移管日の時価が100万円を下回った場合



- ・当資料においては、非課税口座内の各年の非課税管理勘定を、非課税枠と呼びます。
- ・上記は「平成25年度税制改正大綱」等に基づき作成したものです。今後税制等は変更となることがあります。

(出所)財務省資料等を基に野村アセットマネジメント作成

当資料は、参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。少額投資非課税制度(いわゆる「日本版ISA」)は、2014年1月から導入が予定されている制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で当社が知り得る情報に基づいたものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性等があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化することはありません。

野村アセットマネジメントからのお知らせ

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について

2013年2月現在

<p>ご購入時手数料 《上限4.2%(税込み)》</p>	<p>投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。</p>
<p>運用管理費用(信託報酬) 《上限2.121%(税込み)》</p>	<p>投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。</p>
<p>信託財産留保額 《上限0.5%》</p>	<p>投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。</p>
<p>その他の費用</p>	<p>上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号:野村アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は、参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。少額投資非課税制度(いわゆる「日本版ISA」)は、2014年1月から導入が予定されている制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で当社が知り得る情報に基づくものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性等があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。